

通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
1	01 市町村の概要	統合 (一本化)	1 新市の事務所の位置は、現在の釧路市役所の位置とする。(釧路市黒金町6丁目2番地、同7丁目5番地及び同8丁目2番地) 位置 東経 144度 22分 24秒、北緯 42度 58分 10秒	同左	同左			総務	04	
	01 地勢と面積	合併時		同左						
	01 地勢									
	01 位置									
2	01 市町村の概要	統合 (同一内容)	1 6市町村の行政区域面積は、合併後「2,960.17平方キロメートル」、宅地面積は「61平方キロメートル」となるが、釧路町と厚岸町の境界が未確定の部分については、新市移行後さらに継続して協議するものとする。なお、重複する土地は「釧路町大字仙鳳趾村字ボンルクシュポール」であるが、釧路町の地籍調査は終了し、成果は登記済みである。	同左	1 行政区域面積は、合併後「2,135.61平方キロメートル」、宅地面積は「55平方キロメートル」となる。	1の記述中「6市町村の」を削除し、「2,960.17」を「2,135.61」、「61」を「55」に修正  同じく「が、釧路町と厚岸町の境界が未確定の部分については、新市移行後さらに継続して協議するものとする。なお、重複する土地は「釧路町大字仙鳳趾村字ボンルクシュポール」であるが、釧路町の地籍調査は終了し、成果は登記済みである。」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	25-24	
	01 地勢と面積	合併時		同左						
	02 面積									
	01 行政区域面積と宅地面積									
3	01 市町村の概要	その他	1 すべてを歴史として保存するため課題はないことから、調整不要である。	同左	同左			総務		
	02 市町村の沿革									
	01 市町村の沿革									
	01 市町村の沿革									
4	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画		
	03 人口・世帯									
	01 人口・世帯数の推移									
	01 人口・世帯数									
5	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画		
	03 人口・世帯									
	02 人口動態									
	01 人口動態の推移									
6	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画		
	03 人口・世帯									
	02 人口動態									
	02 通勤・通学									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
7	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画			
	03 人口・世帯										
	03 年齢別人口										
	01 年齢別人口										
8	01 市町村の概要	その他	1 統計数値のため調整不要とする。	同左	同左			企画			
	03 人口・世帯										
	04 就業者人口										
	01 就業者人口										
9	02 市町村の計画	その他	1 総合計画については、下記のとおりとする。 (1)策定には合併後直ちに着手し、遅くとも平成19年度までに完了する。 (2)新総合計画の計画期間は、遅くとも平成20年度からとする。 (3)新総合計画の策定にあたっては、新市建設計画を基本とする。 (4)現総合計画は、新総合計画が策定されるまでは地域振興計画と位置付ける。 (5)新総合計画には地域別振興計画を盛り込む。 (6)阿寒町については、平成16年度に現総合計画が終了するため、阿寒町としての次期総合計画を策定する。	同左	同左			企画	11		
	01 総合計画の状況										
	01 総合計画										
	01 総合計画										
10	02 市町村の計画	統合 (一本化)	1 行政改革大綱については、新市において新たに策定するものとする。	同左	1 行政改革大綱については、新市において釧路市の大綱を基本に新たに策定するものとする。	1の記述中、「釧路市の大綱を基本に」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	総務	14		
	02 行政計画の状況										
	01 総務部門	合併時		同左							
	01 行政改革大綱										
11	02 市町村の計画	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。 (1)地域防災計画については合併時に一本化するが、避難場所、消防計画等で市域と釧路町域が重複する地区があることから調整が必要である。 (2)雌阿寒岳火山防災計画については、合併前に組織の再編を含めて、協議の必要があり、一本化し新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市の制度に一本化する。 (1)地域防災計画については合併時に一本化する (2)雌阿寒岳火山防災計画については、合併前に組織の再編を含めて、協議の必要があり、一本化し新市に引き継ぐ。	1(1)の記述中、「が、避難場所、消防計画等で市域と釧路町域が重複する地区があることから調整が必要である。」を削除	釧路町離脱による	総務	24-01		
	03 地域計画の状況										
	01 総務部門	合併時									
	01 地域防災計画										
12	02 市町村の計画	その他	1 新市建設計画における財政計画が策定済であることから調整不要とする。	同左	1 新市建設計画における財政計画が策定されることから調整不要とする。	1の記述中、「策定済である」を「策定される」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	財政			
	03 地域計画の状況										
	03 財政部門										
	01 財政将来計画										
13	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12		
	01 特別職(三役)の状況		2 新市の選挙で首長を、最初の議会で助役、収入役を選任する。	同左							
	01 三役の任期	合併時									
	01 任期										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
14	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 給 料 新市特別職の給料は、釧路市の制度による。	同左	同左			総務	12		
	01 特別職(三役)の状況			2 諸手当 手当の種類は、期末手当と寒冷地手当とする。 期末手当の支給率は、釧路市の制度による。 ただし、他市の状況や一般職員との均衡を考慮する。	同左							
	02 給与											
	01 給料・諸手当											
15	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市の特別職の退職手当は、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12		
	01 特別職(三役)の状況											
	02 給与											
	02 退職手当											
16	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 その他の常勤特別職の定数 教育長、水道事業管理者及び常勤監査委員各1名とする。	同左	1 その他の常勤特別職の定数 釧路市の例により、教育長、公営企業管理者及び常勤監査委員各1名とする。  2 新市の最初の議会において選任する。 教育委員は、合併後最初の議会で選任されるが、それまでの間合併市町村の委員を臨時に選任するものとする。	1の記述中、「釧路市の例により、」を追加  1の記述中、「水道事業管理者」を「公営企業管理者」に修正  2の記述中、「合併市町村」を「合併市町」に修正	については、調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加  については、平成16年4月1日釧路市の職名変更による  については、鶴居村離脱による	総務	12		
	02 その他の常勤特別職の状況											
	01 任期											
	01 任期											
17	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 給料 新市のその他の特別職の給料は釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12		
	02 その他の常勤特別職の状況			2 諸手当 その他の特別職の手当の種類は、期末手当、寒冷地手当とする。	同左							
	02 給与											
	01 給料・諸手当											
18	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市のその他の常勤特別職の退職手当の支給については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12		
	02 その他の常勤特別職の状況											
	02 給与											
	02 退職手当											
19	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市の日額報酬による非常勤特別職の報酬については、釧路市の制度に一本化する。なお、日額報酬による非常勤特別職は次のとおり。 (1)選挙関係 投票管理者、選挙長、開票管理者、投票立 会人、選挙立会人、開票立会人 (2)固定資産評価審査委員会委員 (3)統計調査員 (4)その他法令規則による委員 国民健康保険運営協議会委員、社会教育委員、附属機関の委員等	同左	同左			総務	12		
	03 非常勤特別職の状況											
	01 報酬及び費用弁償											
	01 非常勤特別職報酬額(日額)											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類										
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容														
	小項目										時期									
	細項目																			
20	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市の月額報酬による非常勤特別職の報酬については、釧路市の制度に一本化する。なお、新市の月額報酬による非常勤特別職は次のとおり。 (1) 6市町村共通 監査委員、教育委員会委員長・委員、農業委員会会長・委員 (2) 釧路市 公平委員会委員長・委員 2 その他 選挙管理委員会委員長・委員、顧問弁護士	同左	同左	1 新市の月額報酬による非常勤特別職の報酬については、釧路市の制度に一本化する。なお、新市の月額報酬による非常勤特別職は次のとおり。 (1) 4市町共通 監査委員、教育委員会委員長・委員、農業委員会会長・委員 (2) 釧路市 公平委員会委員長・委員 2 その他 選挙管理委員会委員長・委員、顧問弁護士	1(1)の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	12									
	03 非常勤特別職の状況																			
	01 報酬及び費用弁償																			
	02 非常勤特別職報酬額(月額)																			
21	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 年額報酬による非常勤特別職は、釧路市の制度により一本化する。	同左	同左				総務	12									
	03 非常勤特別職の状況																			
	01 報酬及び費用弁償																			
	03 非常勤特別職報酬額(年額)																			
22	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市の特別職報酬等審議会は、釧路市の制度に統合一本化する。	同左	同左				総務	16									
	03 非常勤特別職の状況																			
	01 報酬及び費用弁償																			
	05 特別職報酬額等審議会																			
23	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市の後援名義の使用許可は、釧路市の例による。	同左	同左				総務	25-24									
	04 組織・人事・給与等の状況																			
	02 秘書事務																			
	01 後援名義の使用許可																			
24	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 新市の首長交際費については、釧路市の例による。	同左	同左				総務	12									
	04 組織・人事・給与等の状況																			
	02 秘書事務																			
	02 市町村長交際費																			
25	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 北海道市長会へ一本化する。	同左	同左				総務	18									
	04 組織・人事・給与等の状況																			
	02 秘書事務																			
	03 全道市町村長会																			

通番	大項目	6市町村協議				4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容						
	小項目										
	細項目										
26	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 基本方針については、新市において新たに策定するものとする。 2 推進体制等については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左				総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	01 行政改革の推進										
27	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 職務上の地位別職員数は、現状のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において、組織、機構に応じた職員定数の適正化計画等を定め効率的な勤務体制を確立するものとする。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	複数の制度を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」とする記述ではなく、新市で一本化する点を明確にするため		総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	03 職務上の地位別職員数										
28	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 職種別職員数は、現状のまま新市に引き継ぐ。 2 新市において、組織、機構に応じた職員定数の適正化計画等を定め効率的な勤務体制を確立するものとする。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	複数の制度を現行のまま引き継ぐ「統合(同一内容)」とする記述ではなく、新市で一本化する点を明確にするため		総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	04 職種別職員数										
29	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市において職員定数の適正化計画を策定し、均衡のとれた職員配置に努めるものとする。	同左	同左				総務	14	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	06 年齢構成別職員数										
30	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 吏員 新市の吏員の区分及び職名(補職)は、釧路市の制度に一本化する。釧路市の吏員名は、事務吏員、技術吏員、消防吏員である。	同左	同左				総務	09	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	07 職名										
31	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の管理職の範囲については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左				総務	09	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	08 管理職の範囲										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
32	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の職員研修については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	09 職員研修										
33	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 出勤カード(簿)の整理の方法については、現行のまま新市に引き 継ぐ。 2 書式の統一については、合併時まで調整する。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	10 出勤カード(簿)整理										
34	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 新市の分限及び懲戒に関する規定は、釧路市の制度に一本化す る。 2 懲戒処分等の公平性を確保する上で審査を行うための「懲戒等審 査委員会」を置くものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	11 職員(任免、服務、賞 罰)										
35	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 年次有給休暇の付与について、一本化が必要である。職員の採用 や退職の時期を考慮すると年度での処理が望ましい。 2 市町村独自の特別休暇制度については、国家公務員の制度との均 衡に配慮する必要がある。	同左	1 年次有給休暇の付与について、一本化が必要である。職員の採用 や退職の時期を考慮すると年度での処理が望ましい。 2 市町村独自の特別休暇制度については、国家公務員の制度との均 衡に配慮する必要がある。	2の記述中、「市町村 独自」を「市町独自」に修 正	鶴居村離脱による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	12 職員の勤務条件										
36	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 貸与規定に基づく被服の貸与については、新市に現行のまま引き 継ぐものとする。 2 新市の貸与の範囲は釧路市の例を基本とし、合併後調整を行うもの とする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	03 人事										
	13 職員の被服貸与										
37	03 行政組織機構	その他	1 6市町村の職員団体の協議による。 【参考】 釧路市 釧路市役所労働組合・全水道釧路水道労働組合 釧路町 自治労釧路町役場職員組合 阿寒町 阿寒町役場職員組合 鶴居村 自治労鶴居村役場職員労働組合 白糠町 白糠町役場職員組合 音別町 音別町職員組合	同左	1 職員団体の協議による。 【参考】 釧路市 釧路市役所労働組合・全水道釧路水道労働組合 阿寒町 阿寒町役場職員組合 白糠町 白糠町役場職員組合 音別町 音別町職員組合	1の記述中、「6市町村 の」を削除  【参考】の記述中、釧 路町及び鶴居村に関する 記述を削除	とも、釧路町・鶴居 村離脱による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況										
	03 人事										
	14 職員団体										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
38	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市においては、釧路市の制度に一本化し、職員の勤務評定を行うものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	15 職務評価										
39	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 新市の臨時的任用等職員については、正規職員の定員適正化計画や事務事業の見直しを行い、適正配置に努めるものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	03 人事										
	16 臨時職員の配置と賃金										
40	03 行政組織機構	その他	1 国家公務員の給料を100とした場合の指数であり学歴の区分によって異なっているが、新市として公表するものであることから調整不要とする。	同左	同左			総務			
	04 組織・人事・給与等の状況										
	04 給料										
	07 一般職のラスパイレス指数										
41	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の給料・手当の支給日及び支払方法は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	04 給料										
	09 職員給与、手当等の支給日及び支払い方法										
42	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 現行制度を新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	01 扶養手当										
43	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の特殊勤務手当の支給の範囲及び支給金額については、合併時までに調整する。  2 医師手当、医療業務手当等医療関係者に対する特殊勤務手当についても、釧路市の制度を基準に調整するが給料の支給に見られるように差異があるので調整が必要である。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	04 特殊勤務手当										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
44	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市のその他の諸手当の種類は次のとおりとする。 (1)宿日直手当 (2)管理職員特別勤務手当 (3)時間外勤務手当(休日、夜間勤務を含む) (4)単身赴任手当  2 上記の手当の額は、国の制度に準ずるものとする。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	05 諸手当等										
	10 その他の諸手当										
45	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の職員の表彰制度を設ける。表彰の種類は次のとおりとする。 (1)功績表彰 ~ 職務に関し、特に有益な発明、考案があった者 (2)模範表彰 ~ 業務上危害を未然に防止し、又は変事に際し特に功績があった者 (3)勤続表彰 ~ 勤務年数に応じて表彰する。 (4)善行表彰 ~ 人命救助等特に表彰することが適当と認められた者 (5)優良運転職員表彰 ~ 運転業務専従者で無事故無違反者 なお、勤続表彰の勤続年数は、釧路市の例による。  2 優良運転職員表彰は、釧路市の例による。  3 職員提案に対する表彰は釧路市の例による。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	06 職員福利厚生事業										
	01 職員表彰の状況										
46	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の労働安全衛生管理については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	06 職員福利厚生事業										
	02 労働安全条例、委員会 の設置										
47	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 職員に貸与する住宅については、現状のまま新市に引き継ぎ有効利用を図ることとする。また深夜勤務等が予想された場合の施設の検討が必要である。  2 福利厚生会については、釧路市の例による。  3 医務室の設置に関しては、釧路市の例による。	その他	同左	調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正  調整時期の「合併時」を削除	1については(同一内容)、2及び3については統合(一本化)であり、調整方針が複数あることから、区分を「その他」で統一するため  調整方針を「その他」とする同様の他項目と表記を統一するため	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	06 職員福利厚生事業										
	03 住宅貸与規則・福利 厚生会設置規則・医務室 設置規程										
48	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の福利厚生会事業は、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況	合併時		同左							
	06 職員福利厚生事業										
	05 福利厚生会事業										



通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
49	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の福利厚生会貸付事業は、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	09		
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左							
	06 職員福利厚生事業										
	06 福利厚生会貸付事業										
50	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 新市の執行機関の決定会議は、釧路市の例による。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内 容)」を「(一本化)」に修正	釧路市の現行に一本化 する内容であるため	総務	14		
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左							
	07 執行機関の決定会議										
	01 執行機関の決定会議										
51	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の例規を合併特例措置(経過規定)を含め、全部が新規の条 例となり合併時に専決処分を行いまた公布する。	同左	同左			総務	13		
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左							
	08 総務事務										
	01 例規類の再編集										
52	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 新市の自衛官募集事務は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左							
	08 総務事務										
	02 自衛官募集事務										
53	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 合併時に釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 2 物品購入等業者登録未実施町村については、合併時までに登録を 済ませて置くこととする。	同左	1 合併時に釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。	2の記述中、「未実施 町村」を「未実施町」に修 正	鶴居村離脱による	財政	25-24		
	04 組織・人事・給与等の 状況			同左	2 物品購入等業者登録未実施町については、合併時までに登録を済 ませて置くこととする。						
	08 総務事務										
	05 物品の調達及び検収										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
54	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 新市の宗教法人証明関係は、釧路市の例による。	統合 (一本化)	同左	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正	釧路市の現行に一本化する内容であるため	総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	08 総務事務			同左						
	07 宗教法人証明関係事務			同左						
55	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 庁内印刷事務については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	08 総務事務			同左						
	08 庁内印刷事務			同左						
56	03 行政組織機構	統合 (一本化)  合併時	1 その他の主要な事業として、行政全般に係る一般的な法律相談を行う顧問弁護士を選任するものとする。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	08 総務事務			同左						
	09 その他主要な事務事業			同左						
57	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕			同左						
	02 催物案内表示板(庁内)			同左						
58	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕			同左						
	03 庁内掲示物			同左						

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
59	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 宿日直業務の内容は、6自治体同様であるが嘱託職員、臨時職員、外部委託に分類される。  2 庁舎警備や清掃業務を行っている事業者と契約しているものについては、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	1 宿日直業務の内容は同様であるが、嘱託職員、臨時職員、外部委託に分類される。  2 庁舎警備や清掃業務を行っている事業者と契約しているものについては、現状のまま新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6自治体」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕			同左						
	04 宿日直勤務			同左						
60	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 ボイラーの運転管理に関しては、それぞれに対応が異なっているが現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕			同左						
	05 ボイラー等運転管理			同左						
61	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 庁舎の防火設備については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕			同左						
	06 防火管理			同左						
62	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 庁舎の清掃については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕			同左						
	07 庁舎清掃事務			同左						
63	03 行政組織機構	統合 (同一内容)  合併時	1 庁舎の守衛業務については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24	
	04 組織・人事・給与等の状況			同左						
	09 庁舎営繕			同左						
	08 守衛業務			同左						

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
64	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 新市の電話交換業務及び庁内電話の管理については、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	09 庁舎営繕										
	09 電話交換業務、庁内電話管理業務										
65	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の附属機関については、釧路市の制度に一本化する。 2 釧路市の制度に定められていない附属機関で合併後設置が必要と認められるものについては、あらかじめ整理をする必要がある。(例:地籍調査委員会)	同左	同左			総務	16		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	10 執行機関の附属機関										
	01 執行機関の附属機関										
66	03 行政組織機構	その他	1 14-01-03-06「広域連合」で調整済みのため調整不要とする。 【参考】 1 6市町村が合併に至るときは、廃止となる。 2 上記以外については、 (1)合併を是とした自治体は脱退し、新市として参加する。 (2)合併を否とした自治体は継続する。したがって、広域連合は、維持される。	同左	1 [14-01-03-06]「広域連合」で検討されるため調整不要とする。	1の記述中、「調整済みの」を「検討される」に修正  【参考】以下の記述を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	企画			
	05 企画事務状況										
	01 事務事業										
	01 広域連携事務										
67	03 行政組織機構	その他	1 組織一本化に向けて各団体間の調整を図る。 2 新市において、広大な行政区域にわたる調査を円滑に実施するため会員(調査員)の加入促進を図っていく。	同左	同左			企画	18		
	05 企画事務状況	経過措置 1年程度		同左							
	01 事務事業										
	02 統計に関する団体										
68	03 行政組織機構	その他	1 国の委託調査であるため調整不要とする。	同左	同左			企画			
	05 企画事務状況										
	01 事務事業										
	03 統計調査に関すること										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
69	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	合併時	1 新市において、広大な行政区域にわたる調査を円滑に実施するため調査員の加入促進を図っていく。 2 白糠町において支給されている年額報酬は支給しない。	同左	同左			企画	25-24	
	05 企画事務状況										
	01 事務事業										
	04 統計調査員										
70	03 行政組織機構	その他		1 定住促進に関する補助金は、下記の理由により調整猶予とする。 (1)音別町の制度は当面の間存続し、合併後3年を目途に廃止する。 (2)阿寒町は平成15年3月をもって制度を廃止したが、定住年数等を満たし支給要件の発生したものは、平成19年3月まで支給が継続する。 2 まちづくりに関する補助金・地域振興に関する補助金については、統合・一本化する。 (1)各市町村の現行制度の趣旨を生かして、新市へ引き継ぐ。	同左	1 定住促進に関する補助金は、下記の理由により調整猶予とする。 (1)音別町の制度は当面の間存続し、合併後3年を目途に廃止する。 (2)阿寒町は平成15年3月をもって制度を廃止したが、定住年数等を満たし支給要件の発生したものは、平成19年3月まで支給が継続する。 2 まちづくりに関する補助金・地域振興に関する補助金については、統合・一本化する。 (1)各市町村の現行制度の趣旨を生かして、新市へ引き継ぐ。	2(1)の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	企画	20	
	05 企画事務状況										
	02 補助金の状況										
	01 補助金										
71	03 行政組織機構	その他		1 阿寒町の「水力発電施設周辺地域交付金事業」及び「吉田人材育成基金事業」、鶴居村の「つるいCI推進」及び「下幌呂地区公共用地利用計画策定」、釧路市の「釧路市重要懸案事項要望活動」については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 その他の地域振興事業については、各市町村の事業の趣旨を生かして新市で再編する。	同左	1 阿寒町の「電源立地地域対策交付金事業」及び「吉田人材育成基金事業」、釧路市の「釧路市重要懸案事項要望活動」については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2 その他の地域振興事業については、各市町村の事業の趣旨を生かして新市で再編する。	1の記述中、「水力発電施設周辺地域交付金事業」を「電源立地地域対策交付金事業」に修正し、「鶴居村の「つるいCI推進」及び「下幌呂地区公共用地利用計画策定」」を削除 2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	については、平成15年度の事業名称変更及び鶴居村の離脱による については、鶴居村の離脱による	企画	25-24	
	05 企画事務状況										
	03 その他主要な事務事業										
	01 その他主要な事務事業										
72	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 行政手続条例については、釧路町の制度に一本化する。	同左	1 行政手続条例については、音別町の制度に一本化する。	1の記述中、「釧路町」を「音別町」に修正	釧路町離脱による	総務	25-02	
	06 行政手続の状況										
	01 行政手続条例										
	01 行政手続条例										
73	03 行政組織機構	統合 (一本化)	合併時	1 釧路市のみ設置しており、現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			企画	14	
	08 東京事務所の状況										
	01 東京事務所の状況										
	01 東京事務所										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
74	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整会議を設置の上、合併時まで調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整会議を設置の上、合併時まで調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	01 組織・機構										
	02 議会運営委員会・特別委員会の状況										
75	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。 2 議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象に配布する。但し、その内容については広報委員会の設置のあり方とともに合併時まで調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。 2 議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象に配布する。但し、その内容については広報委員会の設置のあり方とともに合併時まで調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	01 会議の開催・議会報										
76	04 議会	その他	1 原則、法律等に定めのあるものに就任することとなるが、農業委員会委員の選任をどうするかという問題もあり合併時まで調整をする。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	02 地方公共団体の組合・附属機関・審議会等への就任状況										
77	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上合併時まで調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上合併時まで調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	03 委員長報告・委員会記録の作成										
78	04 議会	その他	1 会議傍聴は公開を原則とする。但し、議員数や会議場所、スペースの問題もありその詳細については、合併時まで調整する。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	04 会議傍聴状況										
79	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上合併時まで調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上合併時まで調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	05 質問の状況										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
80	04 議会	統合 (一本化)	1 発行部数、作成方法は、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	01 議会の状況			同左							
	02 運営			同左							
	06 会議録の調整			同左							
81	04 議会	統合 (一本化)	1 釧路市は市条例で規定されており、町村は北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入しているが、釧路市の制度に一本化する。	同左	1 釧路市は市条例で規定されており、3町は北海道町村議会議員公務災害補償等組合に加入しているが、釧路市の制度に一本化する。	1の記述中、「町村」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況			同左							
	02 運営			同左							
	07 議員の公務災害			同左							
82	04 議会	統合 (一本化)	1 釧路市は市議会議員共済会、町村は町村議会議員共済会に加入しているが、釧路市の制度に一本化する。	同左	1 釧路市は市議会議員共済会、3町は町村議会議員共済会に加入しているが、釧路市の制度に一本化する。	1の記述中、「町村」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	18		
	01 議会の状況			同左							
	02 運営			同左							
	08 議員共済			同左							
83	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況			同左							
	02 運営			同左							
	09 議員視察			同左							
84	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況			同左							
	02 運営			同左							
	10 議会の日程			同左							
85	04 議会	統合 (一本化)	1 釧路市の公印管理・種類に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	01 議会の状況			同左							
	02 運営			同左							
	11 議会公印の管守			同左							

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
86	04 議会	その他	1 各市町村議会における合併議決の後、6市町村の議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	同左	1 各市町議会における合併議決の後、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	1の記述中、「各市町村議会」を「各市町議会」に修正し、「6市町村の」を削除	鉦路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営										
	12 請願・陳情の受理及び審議状況										
87	04 議会	統合 (一本化)	1 町村は事務局で製本し保管しているため、鉦路市の制度に一本化し、作成・保管する。 作成手段 各市町村とも事務局で作成。 保管方法 鉦路市は暦年で業者に製本を委託し保管。	同左	1 3町は事務局で製本し保管しているため、鉦路市の制度に一本化し、作成・保管する。 作成手段 各市町とも事務局で作成。 保管方法 鉦路市は暦年で業者に製本を委託し保管。	1の記述中、「町村」を「3町」に修正  1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	とも、鉦路町・鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	02 運営	合併時									
	13 議決書										
88	04 議会	統合 (一本化)	1 各市町村で年間予算額はまちまちで、行事関係、慶弔費等に支出しているのが実態であり、鉦路市の例に一本化する。	同左	1 各市町で年間予算額はまちまちで、行事関係、慶弔費等に支出しているのが実態であり、鉦路市の例に一本化する。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	議会事務局	25-24		
	01 議会の状況										
	03 報酬等	合併時									
	02 議長交際										
89	04 議会	その他	1 議会運営に必要な職員を配置するものであるが、議会運営方法、議員数、議場などの方向性が確認された後、合併時まで調整する。	同左	同左			議会事務局	25-24		
	02 議会事務局の状況										
	01 事務局の状況										
	01 議会事務局										
90	04 議会	その他	1 議会活性化問題については、新市においても常に努力、調整が必要である。	同左	1 該当事業がないことから調整不要。	1の記述を「該当事業がないことから調整不要。」に修正	鉦路町離脱により、唯一現況調書に記載されていた事業がなくなったことによる	議会事務局			
	02 議会事務局の状況										
	02 その他主要な事務事業										
	01 その他主要な事務事業										